

# 十符の里の妖精 リーフちゃん使用申請について



十符の里の妖精 **リーフ**ちゃん

2021.4～



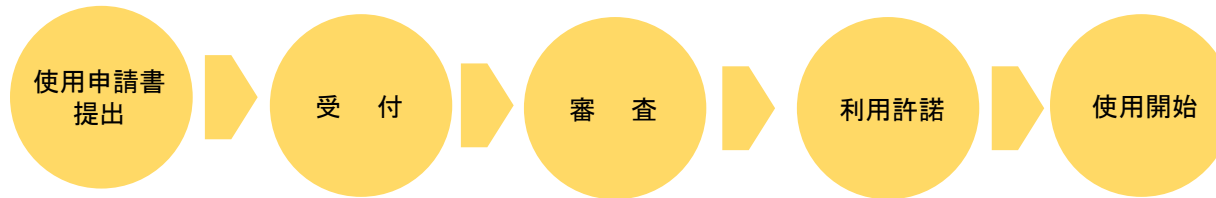
## 申し込み方法・手順

◇宮城県利府町の観光振興を目的とした各種媒体等にご活用ください。

◇使用にあたって料金は発生しませんが、「十符の里の妖精 リーフちゃん」を使用する際には、規定に基づき、事前に利府町観光協会に申請し、許可を得ることが必要になりますので、手続きをお願いします。また、申請した以外のものに転用することを固く禁じます。別途使用の場合は再度申請してください。

◇使用許可の申請には、次の書類が必要です。

- ①「十符の里の妖精リーフちゃん」使用許可申請書
- ②使用方法のわかるもの(デザイン及び企画書等)



◇受付後の審査には、約10日程度時間がかかる場合がございますので、余裕をもって早めに申請してください。



## 使用上の注意

◇使用に起因する問題が生じた場合は、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、利府町・利府町観光協会は一切の責任をおいませぬ。

◇使用にあたっては、製造物責任の所在を明らかにする表示をはじめ、関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。

◇使用許諾は利府町・利府町観光協会が著作権を有する「十符の里の妖精 リーフちゃん」を使用することを許可するものであり、使用許諾通知を受けた者に何らかの権利が発生するものではありません。

◇使用許諾は、宮城県利府町の観光振興応援等の目的で使用されるものであり、利府町・利府町観光協会が商品等の品質等を保証するものではありません。



## 使用承認しない場合

- ◇法令及び公序良俗に反するおそれのある場合。
- ◇利府町のイメージを損なうおそれのある場合。
- ◇使用目的以外の転用のおそれがあり、趣旨に反するおそれのある場合。
- ◇特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合。
- ◇特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
- ◇その他、利府町観光協会会長が不適切であると判断した場合。



## 使用期限

- ◇新規申請につきましては、最長で申請年度の翌年度末までとします。  
例)令和3年4月1日申請の場合→令和5年3月31日が最長期限となります。
- ◇使用期限が過ぎた場合、再度申請となります。



## 使用承認の取り消し

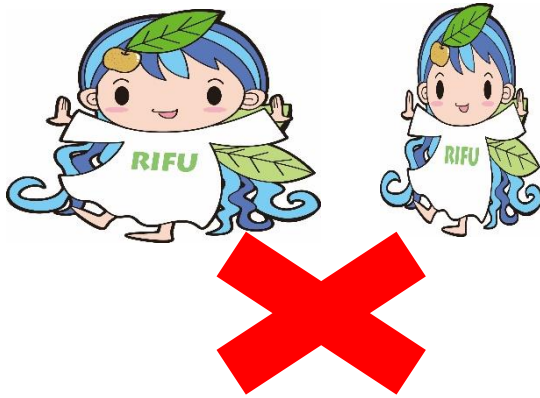
- ◇使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用承認を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。



## 不適当な使用方法

◇以下のような使用はできませんので、ご注意ください。

変形させる※比率を変える



色を変更する



バランスを変える



キャラクターの上に文字などをのせる



特定の商品やサービスを推奨する表現をする



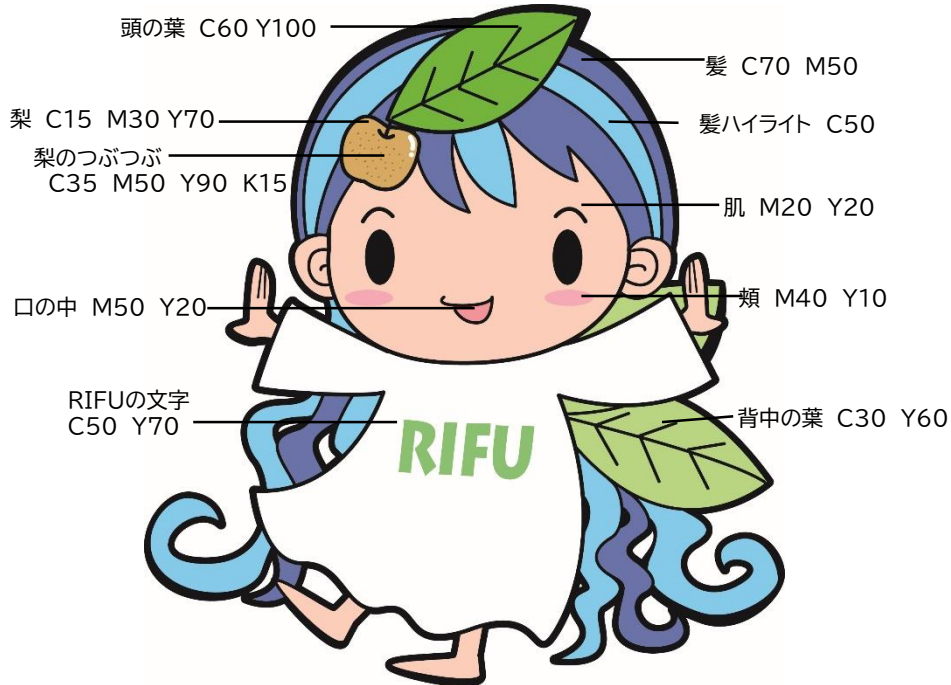
※リーフちゃんの手にもたせているものは変更できません！



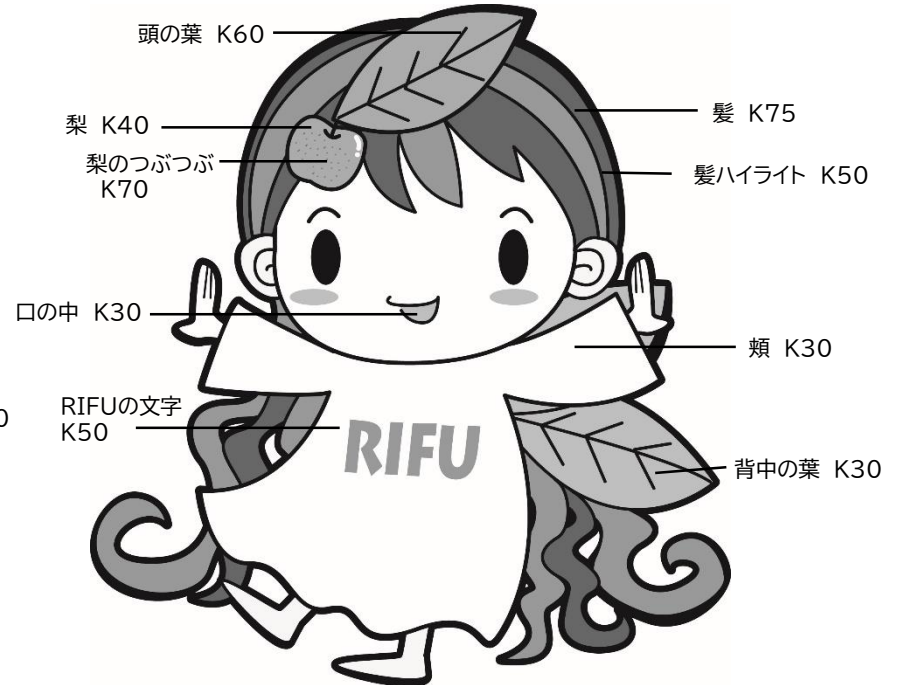
## キャラクターの色指定

◇「十符の里の妖精 リーフちゃん」はプロセスカラーとグレースケールのみです。

### プロセスカラー



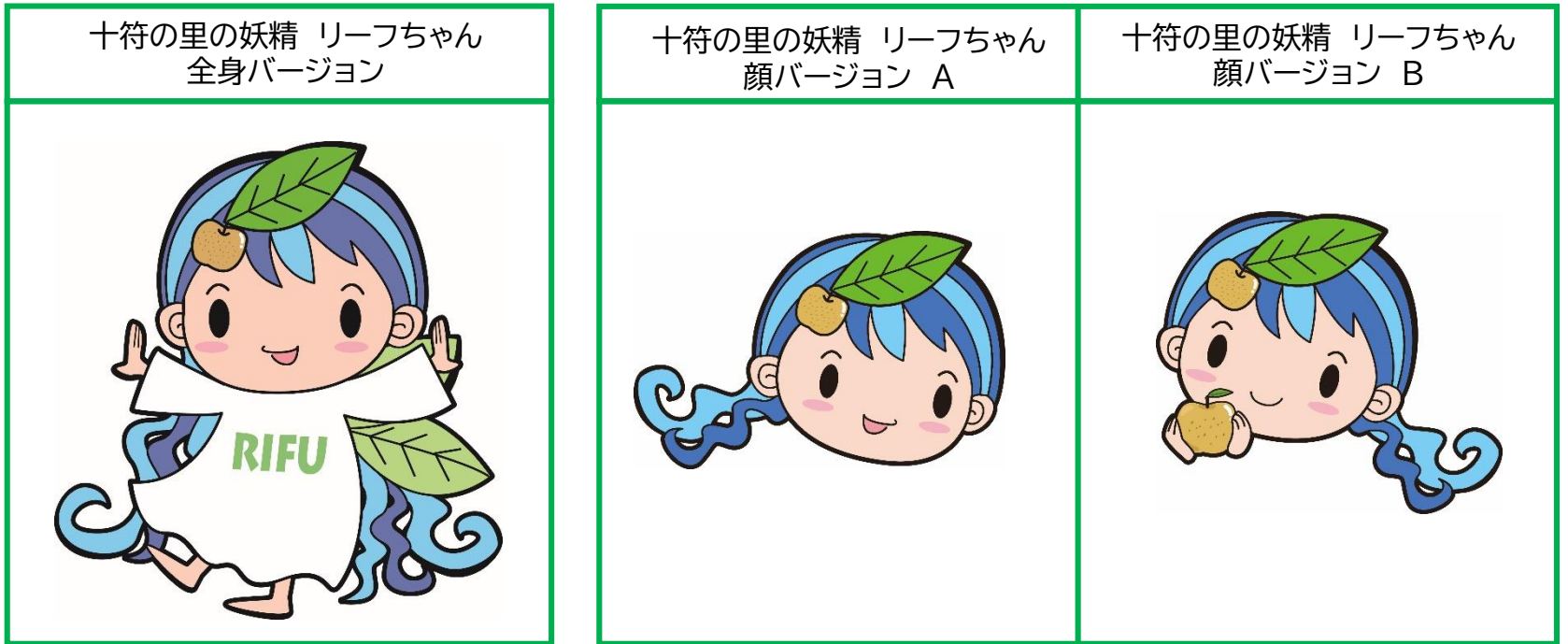
### グレースケール





## 使用できるパターン(プロセスカラー)

◇宮城県利府町の観光振興応援等の目的で使用できるのは、下記に限ります。キャラクターを使用する場合には、指定の「十符の里の妖精 リーフちゃん」の名称を付けてください。※スペース的な問題等で文字のつぶれ等ある場合は書体変更・及び名称無しの例外を認めます。その際は必ず申請書に明記ください。

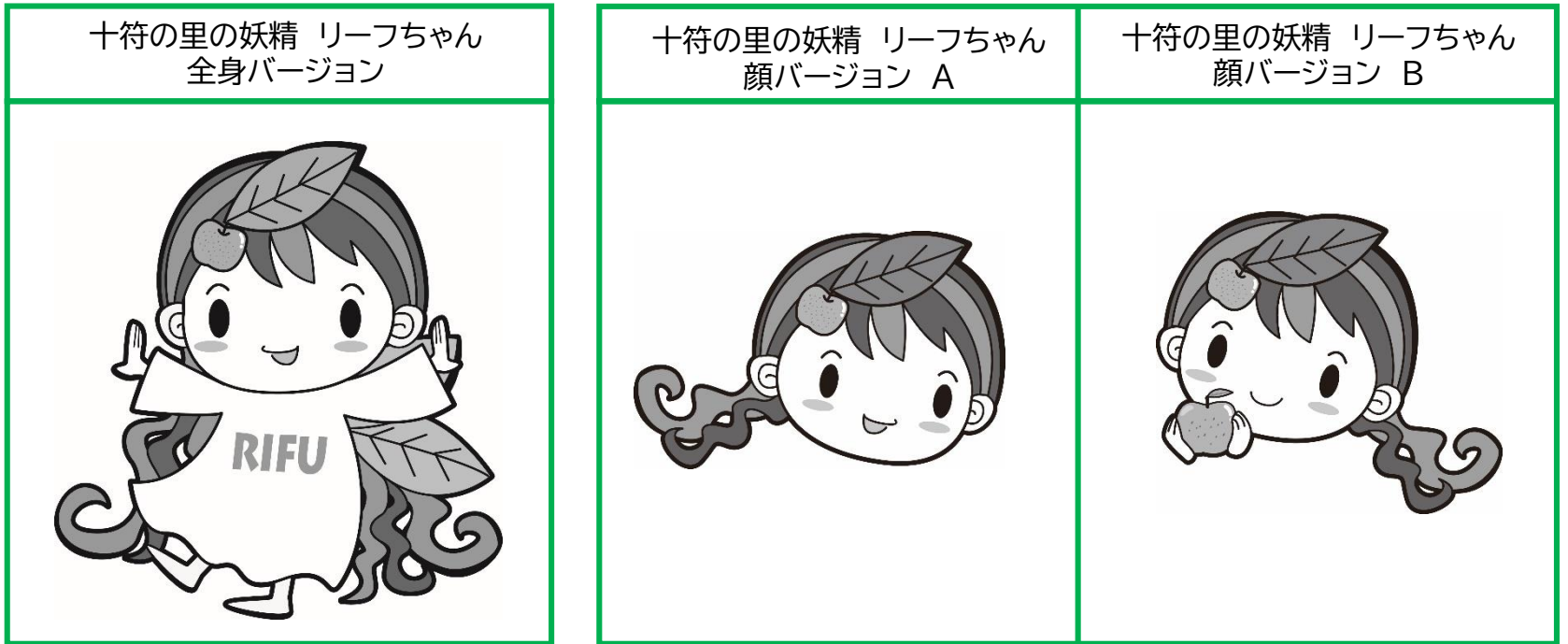


<p>名称</p>	<p>名称 A 十符の里の妖精 <b>リーフ</b>ちゃん</p>	<p>名称 B 十符の里の妖精 <b>リーフ</b>ちゃん</p>
-----------	---------------------------------------	---



## 使用できるパターン(グレースケール)

◇宮城県利府町の観光振興応援等の目的で使用できるのは、下記に限ります。キャラクターを使用する場合には、指定の「十符の里の妖精 リーフちゃん」の名称を付けてください。※スペース的な問題等で文字のつぶれ等ある場合は書体変更・及び名称無しの例外を認めます。その際は必ず申請書に明記ください。



<p>名称</p>	<p>名称 A 十符の里の妖精 <b>リーフ</b>ちゃん</p>	<p>名称 B 十符の里の妖精 <b>リーフ</b>ちゃん</p>
-----------	---------------------------------------	---



## その他

◇使用できるパターン(4C・3パターン・十符の里の妖精 リーフちゃん全身バージョン・十符の里の妖精 リーフちゃん顔バージョンA・十符の里の妖精 リーフちゃん顔バージョンB、1C・3パターン・十符の里の妖精 リーフちゃん全身バージョン・十符の里の妖精 リーフちゃん顔バージョンA・十符の里の妖精リーフちゃん顔バージョンB)以外のバージョン使用につきましては、これまで通り営利目的では使用できません。

◇営利目的ではなく非営利で使いたい場合の別途バージョンにつきましては、利府町・または利府町観光協会に確認ください。

◇非営利使用の使用における基準は、次に掲げるとおりとします。

(1)国、地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。

(2)その他の公共的団体等が公益的な活動のために使用するとき。

(3)利府町内の団体が使用する場で、特定の団体や商品を推奨するものではなく、非営利の活動であると認めるとき。

(4)その他、利府町のPRに資するなど、公益上の観点から会長が適当であると認めるとき。